

# ホッとだより

令和3年度  
第4号  
12月発行

## 除雪サービス事業のご案内

お子さんや親族等が市内に居住していない等の事情により、除雪労力の確保が困難な概ね65歳以上の一人暮らしの方や高齢夫婦世帯および障がい者世帯等に対し、玄関から道路までの通路部分の除雪を行い、緊急時の避難路等を確保します。

## 除雪支援いただける方を募集しています

除雪労力の確保が困難な高齢者世帯や障がい者世帯等に対し、緊急時の避難路を確保する福祉除雪活動について、ご協力いただけるボランティアを募集しています。



### 【参加可能な方】

根室市に在住する個人  
根室市に在住する2名以上で構成する団体

### 【除雪箇所】

地域・降雪状況により、介護福祉課からその都度お伝えします。

### 【除雪範囲】

住宅玄関から公道に通じる通路、災害時の緊急避難に必要な、日常生活を営む上で最小限の範囲。（屋根の雪下ろしは行いません）

### 【活動費助成】

団体活動整備費（初年度のみ助成）  
50,000円  
年間活動費（毎年助成）  
30,000円

※活動終了の申し出がなければ、毎年継続して参加をお願いいたします。

### 【申請時必要なもの】

個人および代表者の印鑑

### 【申込・問合せ先】

市介護福祉課高齢者包括支援担当  
電話(23) 6111  
(内線2174・2183)

## 要介護認定者の「障害者控除」をご存知ですか

納税者本人または控除対象配偶者や扶養親族が所得税法および地方税法上の「障害者」等に該当する場合、一定金額の所得控除（障害者控除）を受けることができます。身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳の交付を受けていない65歳以上の高齢者については、身体の障がい又は認知症の状態が一定の基準に該当すると市が認めた場合に、「障害者控除対象者認定書」を交付しています。

この認定書の交付を受けた方は、確定申告や年末調整で障害者控除を受けることができます。

### 【対象者】

確定申告や年末調整の対象となる年の12月31日現在で次の要件の全てに該当する方

- ① 満65歳以上の方
- ② 要介護認定1～5の方
- ③ 身体障害者手帳、療育手帳および精神障害者保健福祉手帳の交付を受けていない方
- ④ 所得税や住民税が課税されている方（本人又は扶養者）

※該当するか否かは要介護認定調査の資料をもとに市が判定します。要介護度のみで一律に判断するものではありません。

### 【問合せ先】

市社会福祉課福祉担当  
電話(23) 6111  
(内線2172・2173)

## 「出前講座」のご案内です

町会の会合やサークル等にお伺いし、介護や福祉など高齢者の皆様へ向けたお話をさせていただきます。日時、内容はご希望に応じています。

要望に応じてご相談させていただきますので、お気軽にお問い合わせ下さい。

### 【基本講座メニュー】

- ① 認知症について
- ② 認知症サポーター養成講座
- ③ 介護保険制度について
- ④ 後期高齢者医療制度について
- ⑤ 高齢者福祉について
- ⑥ 地域での支え合いについて

### 【講座の目安】

- ・ 1回2時間以内
- ・ 概ね5名以上の団体
- ・ 開催日の概ね14日前までにお申込み下さい。

### 【問合せ先】

地域包括支援センター  
電話(23) 6111  
(内線2181)

## 訪問理美容サービスのご案内

寝たきりの高齢者等のご自宅に伺い、散髪等のサービスを提供しています。

### 【対象】

要介護4～5の認定を受けた方で、かつ、自ら理美容院に出向くことが困難で、介護保険料を完納している方

### 【内容】

年間6回を限度とし利用者負担はありません。

### 【問合せ先】

市介護福祉課介護保険担当  
電話(23) 6111  
(内線2184)

## 配食サービスの案内です

市では、食事の調理が困難な概ね65歳以上の方を対象に、定期的に訪問して昼食をお届けする配食サービスを実施しています。

### 【対象】

概ね65歳以上の一人暮らし又は高齢者のみの世帯

### 【利用料】

1食につき240円

### 【利用回数】

月曜日から金曜日まで週5回の範囲内

（介護度等の状況に基づいて市が決定します）

### 【申込先】

地域包括支援センター  
電話(23) 6111  
(内線2181)

## 「成年後見制度」をご存知ですか？

成年後見制度とは、認知症や精神上の障がい等によって判断力が十分でない方について、家庭裁判所に申立てを行い、本人を援助する者（成年後見人等）を選任して、法的な権限を与えて、本人の代わりに法律行為を行うことができるようにする制度です。

### 【成年後見制度を利用するには】

本人の住所地を管轄する家庭裁判所に申立てます。申立てを受けると、家庭裁判所の調査官が本人の生活状況を調査し

## 高齢者サロンに行ってみませんか？

緊急事態宣言が解除され感染対策を続けながらも外出が出来るようになりましたが、日一日と寒さが増してくるとそれも面倒になりがちです。そこで、今回は毎月第三木曜日午後1時からの「ふまねっと教室」をご紹介します。50cm四方、3×8マスのネットを踏まないように、ゆっくり童謡に合わせて進んでいきます。この踏まない緊張感が転倒予防にも繋がります！初めての方でも大丈夫！間違ったらワハハ…と笑えばいいのです！どうぞお気軽にご参加下さい、お待ちしております。

高齢者サロン業務員 土井



ふまねっとの様子

- 高齢者サロン  
(根室市福祉交流館)  
根室市昭和町2丁目115番地  
(旧昭和児童館)
- 利用対象者  
根室市内にお住まいの  
65歳以上の方
- 開設時間  
月曜日～金曜日  
(年末年始、祝祭日除く)  
午前10時～午後3時
- 電話番号  
☎0153-24-1572

ます。「後見」と「保佐」類型の場合は、原則として医師による鑑定を行います。調査や鑑定結果などを踏まえて、成年後見人が選任されると、法定後見が開始されます。家庭裁判所では、手続きや申立てに必要な書類や費用などについて説明する「家事手続案内」を行っています。

### 【申立てできる方】

「本人や配偶者、四親等内の親族など」が申立てを行うことができます。本人に判断能力が無く、親族もいない場合は「根室市長」が申立てをすることができます。

### 【その他】

申立てする際には、費用がかかりますので事前に確認願います。

### 【問合せ先】

地域包括支援センター  
電話(23) 6111  
(内線2181)

